

川越地区消防組合一般競争入札公告 川越地区消防組合公告総務第48号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を公告する。

令和7年12月4日

川越地区消防組合

管理者 森田 初恵

1 入札対象委託

(1) 委託名

川越地区消防局・川越北消防署新庁舎移転業務委託

(2) 委託場所

川越市神明町48番地4ほか

(3) 委託の大要

本業務委託は、川越地区消防組合が現在建設している川越地区消防局・川越北消防署新庁舎の供用開始に向け、文書、転用什器及び備品等の移転計画の策定、新庁舎（川越市御成町1番地ほか）への搬送、これに関連した養生、梱包、開梱、什器備品の解体・組立・固定等の作業、他の業務委託者との調整及び職員への説明会並びに諸手続きを委託することにより、消防行政サービスに支障が生じないよう確実かつ効率的な移転を委託するものである。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年7月31日まで

(5) 担当課

川越地区消防局 総務課 企画財政担当

2 入札日時及び場所

(1) 日時

令和7年12月19日（金）午前9時30分

(2) 場所

川越地区消防局3階講堂

3 支払条件

完了払いとする。

4 入札参加資格

特に記述のある場合を除き、本入札の公告日から入札日までの期間において、引き続き次の要件をすべて満たすこと。

(1) 川越地区消防組合競争入札参加者の資格等に関する規程（平成18年告示第4号）第2条により準用する川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿（以下「川越市資格者名簿」という。）の催物、映画及び広告の企画及び製作に関する業務その他これらに類する業務の大分類「その他の業務」小分類「貨物運送業務」に登載されている者又は川島町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成19年川島町訓令第13号）に基づく令和7・8年度川島町指名競争入札参加資格者名簿（以下「川島町資格者名簿」という。）の催物、映画及び広告の企画及び製作に関する業務その他これらに類する業務の大分類「その他の業務」小分類「貨物運送業務」に登載されている者であること。

(2) 次の要件のいずれかを満たし、資格者名簿に登載されている者であること。

ア 管内（川越市・川島町）に本店を有する者

イ 管内（川越市・川島町）に支店または営業所を有し、かつ契約締結の権限を委任された代理人の届

出をしている者

- ウ 埼玉県内に本店を有する者のうち4(2)ア及び4(2)イに該当しない者
- エ 埼玉県内に支店または営業所を有する者のうち4(2)ア及び4(2)イに該当しない者で、かつ、契約締結の権限を委任された代理人の届出をしている者

(3) 過去に国又は地方公共団体との業務委託契約により公共機関、公共施設に係る物品移動業務を履行した実績を有する者。

(4) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 川越地区消防組合において制定すべき規則のうち川越市規則を準用する規則第2条の規定により準用される川越市契約規則（昭和49年規則第21号。以下「契約規則」という。）第2条の規定に該当しているものであること。

(6) 川越地区消防組合建設工事等の契約に係る入札参加等の措置要綱に基づく入札参加の停止措置を受けていない者であること。

(7) 川越地区消防組合建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

(10) 本入札に参加する他の入札参加（希望）者との間に、次に示す関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合。

（イ）一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

ウ 組合関係

次に該当する2者の場合。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員の関係にある場合。

エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

ア、イ及びウと同視し得る特定関係があると認められる場合。

5 契約条項等

この公告に定めるもののほか、本入札及び契約に関する手続については、施行令、契約規則、川越地区消防組合競争入札等参加者心得等の定めるところとする。法令等については、川越地区消防局総

務課（消防局庁舎2階）又は川越地区消防組合ホームページ等で閲覧することができる。

6 開札

即時開札

7 最低制限価格

最低制限価格を設ける。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

免除

10 委託完成保証人

管理者が必要と認めた場合は、受注者と同等の資力、能力、信用のある一業者。

11 一括再委託

禁止

12 仕様書

仕様書は、川越地区消防組合ホームページに掲載する。

掲載期間

令和7年12月4日（木）から令和7年12月19日（金）

13 入札参加申込

4の入札参加資格を満たす者で本入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書（川越地区消防組合指定様式）

イ 納税証明等申請書兼証明書（川越地区消防組合指定様式で本入札の公告日以降に川越市又は川島町が証明したもの。ただし、本入札の公告日と同じ月内に発行したものは可とする。川越市より市税又は川島町より町税として課されている税がなくても提出すること。写し可）

※ 入札参加停止等の措置は、川越市及び川島町の措置状況に準じるものとする。

ウ 資本関係・人的関係調書（川越地区消防組合指定様式）

エ 実績証明書

(2) 提出先

川越市神明町48番地4 川越地区消防局総務課（消防局庁舎2階）

(3) 提出方法

持参

(4) 提出期間

令和7年12月4日（木）午前8時30分から

令和7年12月12日（金）午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く。

14 その他の事項

(1) 入札回数は、同一の入札につき3回を限度とする。

(2) 契約規則第12条に該当する入札は、無効とする。

(3) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者及び免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (4) 入札書は、川越地区消防組合指定様式を使用すること。
- (5) 入札参加者の代理人は、入札時に代理人の印鑑を持参するとともに、委託名ごとに委任状を提出のこと。
- (6) 入札に際して、談合等公正な入札の執行を妨げる行為に関する情報が寄せられた場合は、川越地区消防組合談合情報対応要領による所定の手続等を入札参加資格として付加することがあること。

15 特記事項

詳細は仕様書によるものとする。

16 異議の申立て

入札に参加した者は、入札後は施行令、契約規則、川越地区消防組合競争入札等参加者心得、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

17 問い合わせ先

(1) 公告の内容

川越地区消防局総務課（消防局庁舎2階）

電話番号 049-222-0741(直通)

(2) 仕様書の内容

川越地区消防局総務課（消防局庁舎2階）

電話番号 049-222-0741(直通)